

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和元年7月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800666号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900037号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成8年3月1日から同年2月21日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成8年2月21日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年2月21日から同年3月1日まで

A社には、前職を退職後一日も期間を空けることなく、平成8年2月21日に入社したが、年金事務所の記録では、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は同年3月1日となっている。

請求期間にA社に勤務していたことが確認できる平成8年分給与所得の源泉徴収票、給与支給明細書及び雇用保険被保険者離職票を提出するので、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成8年2月21日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録並びに請求者から提出された給与支給明細書及び平成8年分給与所得の源泉徴収票により、請求者が、請求期間において、A社に勤務し、事業主により給与を支払われていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

しかしながら、A社の元取締役は、請求者の平成8年3月分給与は、同年2月21日から同年3月20日までを支払対象とする給与である旨陳述しているところ、請求者から提出された給与支給明細書（59月分）を見ると、厚生年金保険料率に変更となった月から厚生年金保険料控除額が変更されており、請求期間当時の同社における厚生年金保険料控除方法は当月控除であったと考えられることから、平成8年3月分の給与支給明細書において控除された厚生年金保険料は、同年3月分の厚生年金保険料であると推認され、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事情はうかがえない。

また、請求者から提出された給与支給明細書において、控除されている厚生年金保険料は58月分であり、当該月数は、請求者に係るオンライン記録のA社における厚生年金保険被保険者期間の月数（58月）と一致していることから、請求期間に係る厚生年金保険料（平成8年2月分）の控除はうかがえず、ほかに請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求期間について、厚生年金特例法により、保険給付

の計算の基礎となる被保険者期間とする記録の訂正を認めることはできない。

一方、請求期間について、厚生年金特例法による記録の訂正はできないものの、前述のとおり、請求者が、当該期間において、A社に勤務し、給与を支払われていたことが認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成8年2月21日に訂正し、請求期間の標準報酬月額については、請求者から提出された給与支給明細書及び日本年金機構の回答から、30万円とすることが妥当である。

ただし、請求期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800677号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900038号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成17年1月21日から同年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年1月の標準報酬月額については、30万円を62万円とする。

平成17年1月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年1月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成17年2月1日から同年3月12日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年2月の標準報酬月額については、62万円とする。

平成17年2月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年1月21日から同年3月12日まで

厚生年金保険の記録では、B社から転籍したA社における請求期間の標準報酬月額が、実際の給与額より低い額となっている。転籍前後の給与額は同じ額だったので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成17年1月21日から同年2月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者が当該期間において、A社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の平成17年1月21日から同年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、年金事務所が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額とする当該届書が提出され、その結果、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成17年1月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)につ

いて納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成17年2月1日から同年3月12日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、当該期間の標準報酬月額決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であることが認められる。

したがって、請求者の平成17年2月1日から同年3月12日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、62万円とすることが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900066号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900013号

第1 結論

昭和50年7月から昭和52年6月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年7月から昭和52年6月まで

私は、昭和52年8月15日に、昭和50年6月分から昭和52年3月分まで及び同年4月分から同年6月分までの国民年金保険料(定額分)を支払った。その後、付加年金のことを新聞広告で知り、A市役所年金課窓口において、昭和50年7月分から昭和52年6月分までの付加年金保険料を遡って支払った。しかし、請求期間については、付加年金保険料を支払っていない期間と記録されている。私が所持する年金手帳において、A市役所年金課の職員が「附加年金加入、50.7.26」旨押印及び記載しているので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は、自身が所持する年金手帳に、「附加年金加入、50.7.26」旨押印及び記載されていることが、請求期間の付加保険料を遡って支払った証拠であると主張している。

しかしながら、A市は、当市において付加保険料を領収した際に領収した旨の印影のほかに、年金手帳に「附加年金加入、00.00.00(日付)」旨押印及び記載し領収とする取扱はなかったこと、及び付加年金の申出があった月より前の期間の付加保険料を遡って納付できる取扱はなかったことを回答している。

また、請求者が国民年金の加入手続を行った時期については、請求者に係る国民年金手帳記号番号の前後の被保険者記録から昭和52年7月であったと推認できる上、請求者が所持する納付書・領収証書及び国民年金保険料納入通知書兼領収証書において、昭和50年6月分から昭和52年3月分までに係る保険料2万7,800円(定額分)及び同年4月分から同年6月分までに係る保険料6,600円(定額分)が昭和52年8月15日にそれぞれ納付された旨の印影が確認できる。

さらに、付加年金制度については、その申出をした日の属する月以後の各月について保険料を納付する者となることができるとされているところ、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及び同被保険者名簿において、請求者が付加年金の申出を行ったのは、昭和52年7月26日である旨確認できることから、制度上、請求期間に係る付加保険料を納付することはできない。

このほか、請求者が請求期間に係る付加保険料を納付したことを示す関連資料はない上、請求者の請求期間に係る付加保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900044号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900014号

第1 結論

平成11年3月の請求期間については、国民年金保険料を免除された期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年3月

平成11年3月に離婚し、A県B市からC県D市に転居した際、手続を行った具体的な場所は記憶していないが、母子家庭であったので、同年3月から5月頃、国民年金保険料の免除申請を行ったと思う。

請求期間に係る国民年金記録が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できないので、当該請求期間の年金記録を免除期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、具体的な場所は記憶していないが、離婚後の平成11年3月から同年5月頃、国民年金保険料の免除申請を行ったと思う旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者は、平成12年2月21日時点において、年金制度に未加入である者として、厚生年金保険の被保険者資格喪失日まで遡って国民年金の被保険者資格を再取得させる第1号・第3号被保険者取得勧奨対象者であった上、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成10年9月21日に国民年金の第3号被保険者となり、平成11年3月25日に第1号被保険者に種別変更し、同年11月11日に第3号被保険者に種別変更しており、当該記録はいずれも平成12年10月24日に入力処理されていることが確認できるところ、請求者は当該入力処理時点まで、国民年金に未加入であったと推認されることから、平成11年3月から同年5月頃、国民年金保険料の免除申請を行ったとする請求者の主張は当該記録状況と符合しない。

また、請求期間当時の国民年金法によると、国民年金保険料の免除が承認される期間は、免除申請があった日の属する月の前月から免除申請があった日の属する年度の末月までの間において必要と認められる月までとされていたことから、請求者は、前述の被保険者取得勧奨対象となった平成12年2月21日時点において、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うことができなかったものと考えられる。

さらに、国民年金保険料の免除申請が行われた場合、承認又は却下の決定が管轄社会保険事務所において行われ、国民年金保険料免除承認通知書又は却下通知書が被保険者に送付されることになるが、請求者は、当該通知書について記憶していないとしている。

加えて、国民年金保険料免除申請書(以下「免除申請書」という。)の受付処理簿について、B市及びD市はいずれも、請求期間当時の受付処理簿は保管していない旨回答していること、及び日本年金機構は、当該期間当時の免除申請書を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る免除申請書の受付状況等を確認することができない。

このほか、請求者に係る国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800676号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900035号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年4月1日から平成4年9月30日まで
② 平成6年4月17日から平成18年3月頃まで

請求期間①及び②について、A社に勤務していたのに、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

A社では建築営業の業務に従事しており、アパート等を建てる見込み客を見つけてきて、社長に直接紹介する仕事を行っていた。

先日銀行で、住宅ローンの融資を受けた時の提出書類に、給与所得の源泉徴収票がないか調べてもらったところ、A社から交付された平成8年分給与所得の源泉徴収票が出てきた。

請求期間①及び②にA社で勤務した証拠として平成8年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、当該期間について、厚生年金保険被保険者として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険法及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間について、請求対象事業所において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことが前提とされているところ、オンライン記録において、A社は、平成18年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求者が同社で唯一業務上の関わりがあったとする同社の元事業主は、既に死亡していることから、同社及び同社の元事業主から請求者の請求期間①及び②における勤務実態について確認することができない。

また、A社の元営業担当役員は、同社の営業部は4、5人ほどの部署だったが、営業部に請求者はいなかった旨陳述している上、元総務担当役員及び同社の元社会保険事務担当者も、請求者は同社に勤務しておらず、厚生年金保険に加入していない旨回答及び陳述している。

さらに、A社の元従業員への照会で回答があった38人全員が、請求者は同社に勤務していなかった、又は請求者のことは知らない旨回答及び陳述しており、これらの者からも請求者が請求期間①及び②において、同社に勤務していた事実を確認することはできない。

加えて、B公共職業安定所は、請求者のA社における雇用保険記録は存在しない旨回答している。

一方、請求者は、今回の訂正請求に当たり、A社に勤務した証拠として平成8年分給与所得の源泉徴収票を提出しているが、i) 元総務担当役員は、請求者は同社に勤務していなかったため、同社から給与は支払われていないと思う旨陳述していること、ii) C市D区の回答によると、請求者は、請求期間②の大部分と重複する平成6年4月16日から平成11年7月9日ま

での期間及び平成 12 年 10 月 18 日から平成 20 年 7 月 11 日までの期間について、国民健康保険に加入していること等から判断すると、当該源泉徴収票があるものの、平成 8 年当時において、請求者が A 社の社員として勤務し、厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたと認めることはできない。

このほか、請求期間①及び②について、請求者が A 社において、厚生年金保険被保険者としての要件を満たしていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①及び②において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800671号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900036号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和34年1月1日から昭和49年4月1日まで
② 昭和57年6月1日から昭和58年8月1日まで

昭和30年3月1日にA社に入社し、昭和58年7月31日までC職として、継続して同社及びB社に勤務したにもかかわらず、請求期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録がないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められなかった。

しかし、新たにA社の元代表者から、請求期間①及び②における勤務及び厚生年金保険料の控除を証明する証明書をもらったので、請求期間①はA社、請求期間②はB社における厚生年金保険の被保険者期間となるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) A社は、オンライン記録等により、「D組合E部」として厚生年金保険の適用事業所となっていたことが確認できるところ、同社は、請求期間①の始期直後の昭和34年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、D組合から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(確認並決定通知書)の写しを見ると、請求者のD組合E部における資格喪失日は昭和34年1月1日と記録されておりオンライン記録と一致すること、ii) 請求期間①に係る厚生年金保険料控除について、D組合は、「昭和34年1月分及び同年2月分の保険料については、詳細は不明であるが、当組合で保管している資格喪失届において、請求者の資格喪失日が昭和34年1月1日となっていることから、請求者の給与から控除していないものと思われる。昭和34年3月分以降の保険料については、当組合において給与計算事務を行っておらず、請求者の給与から控除していない。」旨陳述していること、iii) 請求期間①において、「A社」としては厚生年金保険の適用事業所記録が確認できない上、B社は平成8年に解散しており、当時の事業主及び同社の経理事務を担当していたと考えられる税理士も死亡していることから、これらの者に請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできないこと、iv) 請求者から提出された雇用保険受給資格者証の写しを見ると、昭和57年3月31日に離職後、請求期間②の直前である同年5月11日に求職の申込みが行われ、請求期間②と重複する同年6月18日から昭和58年2月12日までの期間について雇用保険に係る基本手当が支給された旨が記載されていることなどから、既に平成27年8月5日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする近畿

厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たにA社の元代表者が発行した請求期間①及び②における勤務及び厚生年金保険料控除に係る証明書を提出するので、再調査してほしいとして、再度訂正請求を行っている。

しかしながら、当該証明書を発行したB社の元取締役は、「請求者が勤務していたことは知っていたので、証明書には請求者が昭和30年3月1日から昭和58年7月31日までの28年5か月間、A社及びB社に勤務していたと書いたが、勤務期間は分からない。また、請求者について、厚生年金保険料を毎月給与から天引きしていたと書いたが、私は経営者ではなかったのので、請求者の厚生年金保険料の控除については分からない。」旨陳述しており、当該証明書及び請求者の主張をもって、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほか、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。